

子ども医療費受給者証の更新のお知らせ

子ども医療費受給者証は、7月31日が有効期間となつてあります。下記に該当するお子さんについては3月31日までとなつてあるため、4月1日からお使いいただける受給者証を3月下旬に郵送します（高校を卒業する方は3月31日で期間満了により助成終了となります）。

また、中学校を卒業するお子さんについては、高校に進学することが医療費助成の対象条件となるため、継続の手続きが必要です。手続き方法については3月下旬に個別に案内文書を郵送します。なお、今回手続きが必要な方は中学校を卒業する方となります。が、現在高校に在学中の方も、下記の要件に該当する場合は、医療費助成の対象外となり、資格喪失の手続きが必要となりますので、国民健康保険係まで問い合わせください。

なお、助成対象になると思われる方で受給者証が届いていないなどの場合にも、お手数ですが国民健康保険係まで問い合わせください（新たに問い合わせください）。

助成対象となる場合には、申請手続きが必要となります。

【子ども医療費受給者証送付対象者】

- ・H20・4・2～H21・4
- ・1生まれのお子さん
- ・H26・4・2～H27・4
- ・1生まれのお子さん

※重度心身障がい者医療費受給者証・ひとり親家庭等医療費受給者証をお持ちのお子さんは有効期間が7月31日までのため、3月中の受給者証の送付はありません。

（高校を卒業する方は3月31日で期間満了により助成終了となります）。

【更新手続き案内送付対象者】

- 1生まれのお子さん
- H17・4・2～H18・4

【医療助成の対象外となる場合】

- ①高等学校等を退学した方
- ②婚姻した方
- ③お子さん自らが医療保険各法の被保険者、組合員または世帯主となつた方

【利用が想定される場面】

- ・介護していることを周囲にさりげなく知つてもらいたいとき
- ・公共施設やスーパーなど人が集まる施設のトイレで付き添うとき
- ・男性介護者が女性用の下着を購入するとき
- ・病院などで一人でも医師等の話を聞けそうに見える方に付き添い、一緒に診察室等へ入るときなど

【申請先】

- ・住民生活課国民健康保険係
- ・熊石総合支所住民サービス課
- ・落部支所

【問い合わせ先】

住民生活課国民健康保険係

□0137-62-2112

【交付対象者】

- ①町内に住所を有する障がい者や高齢者等の介護を行っている方（介護者の方は、町外在住でも構いません）

【配布場所・問い合わせ先】

- ・保健福祉課包括支援係（シルバープラザ内）
- ・熊石総合支所住民サービス課
- ・保健福祉課包括支援係（シルバープラザ内）
- ・熊石総合支所住民サービス課

八雲町介護マーク入り名札を配布しています



〔広告〕

故人への想いを伝えるお手伝い

あおいセレモニー

24時間・365日対応

- ・家族葬（50名様までの密葬用ホールあります）
- ・寺院・町内の会館を利用し、ご希望にあわせて様々な宗教形式、無宗教形式の葬儀に対応
- ・専門スタッフに全てお任せください

〒049-3102

北海道二海郡八雲町東町247-1

電話 0137-64-2855・FAX 0137-66-5015

